

## 川崎市未成年後見人支援事業実施要綱

制定 平成29年4月1日 29川ここ福第200号(市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、児童相談所が支援を行う児童等について、その未成年後見に係る報酬等を助成することにより未成年後見人の確保を図り、費用負担が困難な児童等の日常生活の支援や福祉の向上に資するため、「児童虐待防止対策支援事業の実施について」(平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「国通知」という。)に基づき、本市が実施する未成年後見人支援事業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(未成年後見人の助成要件)

第2条 川崎市未成年後見人支援事業(以下「本事業」という。)の対象となる未成年後見人(以下「助成対象未成年後見人」という。)は、未成年後見を行う児童等の親族(民法(明治29年法律第89号)第725条の規定による親族をいう。以下同じ。)以外の者又は未成年後見を行う児童等が児童福祉法第27条第1項第3号の規定により措置若しくは委託されている場合にあっては、当該児童等が入所している施設を運営する法人の職員若しくは委託されている里親以外の者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 川崎市児童相談所条例(昭和46年川崎市条例第70号)第5条に定める川崎市児童相談所の所長(以下「川崎市児童相談所長」という。)が、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の8第1項の規定に基づき家庭裁判所に対して未成年後見人の選任の請求を行い、家庭裁判所が選任した者であること。

(2) 川崎市児童相談所長以外の者が家庭裁判所に対して未成年後見人の選任の請求を行い、家庭裁判所が選任した者

(3) 家庭裁判所が職権により未成年後見人として選任した者

2 前項の規定にかかわらず、助成対象未成年後見人が前項第2号又は第3号に該当する場合にあっては、助成対象未成年後見人が未成年後見を行う児童等は、次の各号の全てに該当する者でなければならない。

(1) 保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると川崎市

児童相談所長が認める児童であること。

- (2) 親族が、監護・養育能力及び財産管理能力の全部又は一部を欠くため、親族以外の者を助成対象未成年後見人として選任せざるを得ない状況（親族以外の者が親族である未成年後見人と共同で助成対象未成年後見人に選任されている場合を含む。）にある児童であること。

（未成年被後見人の助成要件）

第3条 本事業の対象となる未成年後見を受ける児童等（以下「被後見人」という。）

は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者をいう。

- (1) 年齢が20歳未満であること。  
(2) 川崎市児童相談所が支援を行う児童等であること。  
(3) 預貯金、有価証券等及び不動産の評価額の合計が、1,700万円未満であること。

（事業内容）

第4条 本事業における次の各号に掲げる事業内容は、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 保険料助成 国通知の定めるところにより、公益社団法人日本社会福祉士会（以下「日本社会福祉士会」という。）が運営する未成年後見人補償制度に加入するための保険料の全額を助成する。  
(2) 報酬助成 国通知の定めるところにより、助成対象未成年後見人が家庭裁判所に報酬の請求を行い、報酬の額が決定された場合に被後見人から受け取るべき報酬額の全部又は一部を助成する。

（助成金額）

第5条 本事業における助成金額は、次の各号に掲げる助成の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 保険料助成 日本社会福祉士会が定める保険料の全額  
(2) 報酬助成 家庭裁判所が決定した報酬の額を基準に、後見人1人につき、被後見人1人当たり月額20,000円を上限とする額

（助成対象期間等）

第6条 本事業における保険料助成及び報酬助成の対象期間は、被後見人が20歳に到達する日の前日までとする。

2 川崎市児童相談所長は、1年に1回以上、助成対象未成年後見人及び被後見人の状況を確認するものとする。

(保険料助成の申請)

第7条 助成対象未成年後見人は、本事業における保険料助成を受けようとする場合には、家庭裁判所における未成年後見人選任の審判が行われ、未成年後見人が選任された後に、川崎市未成年後見人支援事業(保険料助成)申請書(第1号様式)に、日本社会福祉士会が定める未成年後見人補償制度加入依頼書(以下「加入依頼書」という。)を添えて、市長に提出しなければならない。

(損害賠償保険の加入)

第8条 市長は、前条の規定により川崎市未成年後見人支援事業(保険料助成)申請書等の提出を受けたときは、保険料助成の可否を決定し、川崎市未成年後見人支援事業(保険料助成)(決定・却下)通知書(第2号様式)により申請を行った助成対象未成年後見人に通知するものとする。

2 前項の規定により市長が保険料助成を行うことを決定したときは、市長は、日本社会福祉士会に対し加入依頼書を提出し、助成対象未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償保険の加入の申込みを行うものとする。

(保険料助成金の支払)

第9条 市長は、日本社会福祉士会から保険料助成に係る保険料の請求を受けたときは、助成対象未成年後見人に代わって保険料の全額を支払うものとする。

2 市長は、前項の保険料助成金の支払後、日本社会福祉士会より送付される加入者証を速やかに助成対象未成年後見人に送付するものとする。

(事故等の発生報告)

第10条 助成対象未成年後見人は、保険料助成を受けている助成対象未成年後見人又は被後見人に生じた損害に対し保険料の支払を求める場合には、日本社会福祉士会が定める事故発生報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(保険料助成の継続)

第11条 助成対象未成年後見人は、保険料助成を翌年度も継続して受けることを希望する場合には、毎年3月1日から3月15日までの間に、川崎市未成年後見人支援事業(保険料助成)申請書に加入依頼書を添えて、市長に提出しなければならない。

(報酬助成の申請手続)

第 12 条 助成対象未成年後見人は、報酬助成事業の報酬を受けようとするときは、民法第 853 条から第 856 条まで及び第 857 条の 2 に規定する後見の事務を行った後、川崎市未成年後見人支援事業（報酬助成）申請書（第 3 号様式）に、川崎市未成年後見人支援事業資産状況届出書（第 4 号様式）、川崎市未成年後見人支援事業における資産状況等に関する調査等同意書（第 5 号様式）及び家庭裁判所が発出する報酬付与審判書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の川崎市未成年後見人支援事業（報酬助成）申請書等の提出を受けたときは、被後見人の支援を実施する児童相談所長に助成対象未成年後見人及び被後見人の状況の確認を行わせ、児童相談所長は、その結果を川崎市未成年後見人支援事業実施状況確認書（第 6 号様式）により市長に報告するものとする。

3 市長は、前項の児童相談所長による確認結果を踏まえ、報酬助成の可否を決定し、川崎市未成年後見人支援事業（報酬助成）（決定・却下）通知書（第 7 号様式）により助成対象未成年後見人に通知するものとする。

(報酬助成金の支払)

第 13 条 報酬助成の決定を通知された助成対象未成年後見人が報酬助成金の請求を行うときは、川崎市未成年後見人支援事業（報酬助成）請求書（第 8 号様式）に助成金振込口座の通帳の写しを添えて市長に提出するものとする。

(助成対象未成年後見人の報告義務)

第 14 条 助成対象未成年後見人は、次の各号に掲げるいずれかに該当することとなった場合には、速やかに川崎市未成年後見人支援事業状況変更・喪失届出書（第 9 号様式）に川崎市未成年後見人支援事業における資産状況等に関する調査等同意書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 被後見人の資産等の合計が 1,700 万円以上となったとき。

(2) 被後見人の未成年後見人を辞任したとき。

(3) 被後見人の未成年後見人を解任されたとき。

(4) 被後見人が婚姻したとき。

(5) 被後見人が死亡したとき。

(6) 被後見人の住所又は氏名が変わったとき。

(7) 助成対象未成年後見人の住所又は氏名が変わったとき。

(未成年後見人支援事業の終了)

第 15 条 市長は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、本事業の実施の終了を決定するとともに、川崎市未成年後見人支援事業終了通知書(第 10 号様式)により、速やかに助成対象未成年後見人に通知しなければならない。

- (1) 助成対象未成年後見人又は被後見人が第 2 条に定める助成要件を満たさないこととなったとき。
- (2) 助成対象未成年後見人から前条第 1 号から第 5 号までの規定に該当する旨の届出がされたとき。
- (3) その他市長が本事業を実施することが適当でないと認めたとき。

2 市長が前項の規定により本事業の実施を終了した場合の保険料助成及び報酬助成の実施は、原則として事業を終了する日が属する月までとする。ただし、保険料助成については、日本社会福祉士会が定めるところにより保険が解約されるまでの期間を助成対象とする。

(助成金の返還)

第 16 条 市長は、本事業における助成金の支払い後、前条第 1 項の規定により本事業の実施を終了した場合には、同条第 2 項の規定により交付すべき助成金の額を算定し、支払済の助成金が交付すべき助成金の額を上回るときは、本事業における助成金を受領した者に対して、支払済の未成年後見人支援事業助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

2 助成金を受領した者は、前項の規定により市長から助成金の返還請求があった場合には、速やかに市長へ助成金を返還しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第 17 条 本事業の助成を受ける権利は、これを譲渡し又は担保に供してはならない。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 23 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

年 月 日

川崎市未成年後見人支援事業（保険料助成）申請書

（宛先）川崎市長

未成年後見人 氏 名 ⑩  
住 所  
電話番号

未成年被後見人 氏 名  
住 所  
電話番号

川崎市児童相談所長の選任請求に対する家庭裁判所の審判により、被後見人の未成年後見人として選任されたため、必要書類を添付し川崎市未成年後見人支援事業（保険料助成）を申請します。

家庭裁判所の未成年後見人選任 審判書に記載された未成年後見 人の開始日	年 月 日から
児童福祉施設へ入所している場 合はその施設名と入所開始日	施設名： 入所開始日： 年 月 日から

<添付書類>

日本社会福祉士会が定める「未成年後見人補償制度加入依頼書」

川崎市未成年後見人支援事業（保険料助成）（決定・却下）通知書

未成年後見人

様

川崎市長

㊟

年 月 日に申請がありました、川崎市未成年後見人支援事業（保険料助成）について、次のとおり（決定・却下）しましたので通知します。

決定の内容		保険料助成決定 ・ 保険料助成却下
未成年被後見人	氏 名	
	生年月日	年 月 日 生
	住 所	〒 ー
備 考		

※注意事項

未成年後見人は、被後見人の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに川崎市長に対し、次の必要書類を用いて報告してください。

<必要書類>

- 1 川崎市未成年後見人支援事業資産状況変更・喪失届出書（第9号様式）
- 2 川崎市未成年後見人支援事業における資産状況等に関する調査等同意書（第5号様式）



年 月 日

川崎市未成年後見人支援事業（報酬助成）申請書

（宛先）川崎市長

未成年後見人 氏 名 ⑩  
 住 所  
 電話番号

未成年被後見人 氏 名  
 住 所  
 電話番号

未成年後見人支援事業（報酬助成）につきまして、川崎市未成年後見人支援事業実施要綱に基づき、必要書類を添付し申請します。

申請額	年額 円
助成対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
家庭裁判所の未成年後見人選任審判書に記載された未成年後見人の開始日	年 月 日から
対象期間内に施設入所がある場合の入所期間	年 月 日から 年 月 日まで (施設名 : )

< 必要書類 >

- 1 川崎市未成年後見人支援事業資産状況届出書（第4号様式）
- 2 川崎市未成年後見人支援事業における資産状況等に関する調査等同意書（第5号様式）
- 3 報酬付与審判書の写し

川崎市未成年後見人支援事業資産状況届出書

(宛先) 川崎市長

未成年後見人 氏 名 ⑩  
 住 所  
 電話番号

未成年被後見人 氏 名  
 住 所  
 電話番号

川崎市未成年後見人支援事業の申請を行うため、次のとおり、被後見人の資産状況を届け出ます。

資産の内訳	現 金	円
	預 貯 金	円
	有 価 証 券	円
	不 動 産	円
	その他の資産	円
資産の合計		円

※注意事項

報告内容に虚偽又は重大な錯誤があった場合は、助成の決定を取り消したうえ、助成額の返還を求めます。

(宛先) 川崎市長

川崎市未成年後見人支援事業における資産状況等に関する調査等同意書

川崎市未成年後見人支援事業における資産状況の届出内容について、関係機関に調査・照会を行うこと及び本同意書を関係機関に開示することに同意します。

未成年後見人 氏 名 ⑩  
住 所  
電話番号

未成年被後見人 氏 名 ⑩  
住 所  
電話番号

(宛先) 川崎市長

川崎市 児童相談所長 印

川崎市未成年後見人支援事業実施状況確認書

次の未成年後見人及び被後見人については川崎市未成年後見人支援事業実施要綱第 2 条の助成要件を満たしており、適正に未成年後見人としての業務が実施されていることを確認しましたので、第 11 条第 2 項の規定により報告します。

未成年後見人氏名	
被後見人氏名	

川崎市未成年後見人支援事業（報酬助成）（決定・却下）通知書

未成年後見人

様

川崎市長

㊟

年 月 日に申請がありました、川崎市未成年後見人支援事業（報酬助成）について、次のとおり（決定・却下）しましたので通知します。

決 定 内 容	報酬助成決定 ・ 報酬助成却下	
助 成 金 額	円	
助成対象期間	年 月 日から 年 月 日まで	
被 後 見 人	氏 名	
	生年月日	年 月 日 生
	住 所	〒 -
備 考		

※注意事項

- (1) 助成金を当事業の目的以外に使用した場合は、助成金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
- (2) 未成年後見人は、被後見人の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに市長に対し、次の必要書類を用いて報告してください。

<必要書類>

- 1 川崎市未成年後見人支援事業資産状況変更・喪失届出書（第 9 号様式）
- 2 川崎市未成年後見人支援事業における資産状況等に関する調査等同意書（第 5 号様式）

第 8 号様式

年 月 日

川崎市未成年後見人支援事業（報酬助成）請求書

（請求先）川崎市長

未成年後見人 氏 名 ⑩  
（請求者） 住 所  
電話番号

未成年被後見人 氏 名  
住 所  
電話番号

川崎市未成年後見人支援事業に係る報酬助成金を次のとおり請求します。

請求金額	円	
助成対象期間		
助成金 振込口座	金融機関名	
	支店名	
	口座種別	普通預金 ・ 当座預金
	口座番号	
	口座名義人	(フリガナ)

※注意事項

報酬助成金の振込口座は、未成年後見人本人又は未成年後見人を行う法人の代表者の口座としてください。

<必要書類>

助成金振込口座の通帳の写し

年 月 日

川崎市未成年後見人支援事業状況変更・喪失届出書

(宛先) 川崎市長

未成年後見人 氏 名 ⑩  
(請求者) 住 所  
電話番号

未成年被後見人 氏 名  
住 所  
電話番号

川崎市未成年後見人支援事業の助成要件に変更等が生じたので、次のとおり状況を届け出ます。

変更年月日	年 月 日
変更等の内容	

●被後見人の資産状況(資産状況に変更がある場合のみ記載してください。)

資産の内訳	現金	円
	預貯金	円
	有価証券	円
	不動産	円
	その他の資産	円
資産の合計		円

※注意事項

届出内容に虚偽又は重大な錯誤があった場合は、助成の決定を取り消したうえ、助成額の返還を求めます。

第 10 号様式

第 号  
年 月 日

川崎市未成年後見人支援事業終了通知書

未成年後見人

様

川崎市長

㊟

川崎市未成年後見人支援事業について、次の理由により終了しましたので通知します。

助成の種類		保険料助成 ・ 報酬助成
終了日		年 月 日
終了の理由		
被後見人	氏名	
	生年月日	年 月 日生
	住所	〒 ー